

6. アメリカ合衆国 [米国]

Etats-Unis d'Amerique

(United States of America)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
 - (6) 注意.....商品を包有する郵便物に貼付された緑色の票符 CN 22 に内容品の価格が正確に記載されていない場合は、税関告知書 CN23 又は送り状を封入する必要がある。
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
 - (3) 書留とする特別郵袋印刷物は、取り扱わない。
8. その他の特別な条件
 - (1) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (3) 印刷物の名あて国における差出人又はその代理人の名あてが記載されたカード、封筒又は包装紙を添付して当該印刷物を発送することを認めない。(通終 2 . 2)

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,448 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1 か月
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域(グアム、サイパン、プエルトリコ及び米領ヴァージン諸島以外の海外領土並びに郵便番号の上 3 桁が 090 - 098、962 - 966 及び 340 で始まるアメリカの軍事基地を除く。)
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2.75 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等

- (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
- (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23(商品の場合は、税関告知書 CN23 及び見積りインボイス (Proforma invoice) 又は商業インボイス (Commercial invoice) 2通)

(編集註 : 「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)

7. 配達方法

- (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。
- (2) 私書箱への配達.....行う。
- (3) 窓口での交付.....行う。

8. 国際スピード郵便の名称.....Express Mail International Service

9. その他の特別な条件

次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる(禁制品 2.1.3.2『みつばち』参照)。

- ・ みつばち、水ひる及び蚕
- ・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
- ・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...侮辱的又は脅迫的な内容を有する記載を外部に有する郵便物

2.1.1.2 条件付許容物品

放射性物質...放射性物質及びこれを含有する物品は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 包装の表面の放射線量率が、ガンマ線については、24 時間に 10 ミリレントゲン以下であること。
- いかなる場合にも、アルファ線、ベータ線又は中性子線を包装の表面に放出しないこと。
- 液状のものについては、適当な材質の密閉した容器に入れ、かつ、吸収剤をこの容器のまわりにつめること。
- 包有される放射性物質の量が、郵便物1個につき、ラジウム又はポロニウムの場合は0.1 ミリキュリー、ストロンチウム 89、ストロンチウム 90 又はバリウム 140 の場合は、原子の分解速度が1秒に500万個以下の量、その他の放射性物質の場合は原子の分解速度が1秒に5,000万個以下の量を超えないこと。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

酒精飲料...酒精飲料

避妊用品等...避妊用又は違法な墮胎用の物品。避妊又は違法な墮胎に関する文書。

雑件...腐敗しやすい魚、果実及び野菜。悪臭を発する物質。名あて国の 1938 年6月 25 日付の「食品、医薬品及び化粧品に関する法律」に違反する物品

牛肉...牛肉製品

米国連邦規則第 21 編第 1308 部に定める、アナボリックステロイド(タンパク質同化ホルモン)等の規制物質

2.1.2.2 条件付許容物品

病原体...病原体である生きた微生物は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 適当な材質の容器に入れ、かつ、このまわりを吸収剤でつつむこと。
- さらに、厚いガラス製の外容器に入れ、かつ、このまわりに再び吸収剤をつめること。
- 最後に密閉した金属製の箱に入れること。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

肉...牛ペスト又はアフト熱の流行している地域から発送された生肉及び冷凍肉。燻製又

は乾燥肉(2.1.3.2 に掲げるものを除く。)

動物製品...牛疫若しくはアフト熱が流行している地域又は豚コレラ、水疱疹若しくはアフリカ豚コレラで汚染されている地域から発送された反すう動物又は豚の乳、クリーム、その他の分泌物及び臓器(名あて国の関係当局 (Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, U. S. Department of Agriculture) の許可を得て薬物学上又は生物学上の目的で発送するものを除く。)。ニューカッスル病が流行している地域から発送された家きんの肉及び製品(卵を含む。)

包装用物質...わら、草又はこれに類する物質は、小包の包装用(詰め物等)に使用することができない。ただし、ソバ殻及び木炭は、土を落とし、かつ、以前に生の植物と共に使用されたことがない場合に限り、その使用を認められる。

ナイフ、かぎざお等...ナイフ、かぎざお、鋭利な器具がついた又はデザインされたその他のもの、闘鶏で使用する鳥の足につける目的の鋭利な器具

闘犬、闘牛、闘鶏等に関する文書、印刷物、図画...以下の内容を含む文書、印刷物、図画は許されない。ただし、闘犬等が行われることが州の法令の下で許されている場合を除く。

- 闘犬、闘牛、闘鶏等、戦う目的の動物に関する広告
- ナイフ、かぎざお、鋭利な器具がついた又はデザインされたその他のもの、闘鶏で使用する鳥の足につける目的の鋭利な器具の広告
- 闘犬、闘牛、闘鶏等動物の戦いを推進する又は助長するもの

2.1.3.2 条件付許容物品

昆虫等...死んだ昆虫及び爬虫動物は、完全に乾燥させ、防腐、防虫等の措置を施して包装してある場合に限り許される。

みつばち...成長した生きたみつばちは、実験用として、名あて国の農務省農業研究センター (Bee Disease Laboratory, Agricultural Research Center, U. S. Department of Agriculture, Beltsville, Maryland 20705) にあてる場合に限り許される。

肉...牛疫又はアフト熱の流行している地域から発送された肉で塩づけにされ、かつ、完全に乾燥させたものは、名あて国の要求する事項が記載された差出国の公式の処理済証明書が添付されている場合に限り許される。豚コレラ、水疱疹及びアフリカ豚コレラの流行している地方から発送された豚の肉で塩づけにされ、かつ、乾燥させたものは、さらに処理を受けるため名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)の認める施設にあてられる場合に限り許される。牛、豚、羊又は家きんの肉及びその製品は、冷凍せずとも保存できるように完全に加熱処理を行い、密閉した容器に入れた場合に限り輸入を許される。

動物の部分...牛疫若しくはアフト熱の流行している地方又は豚ペスト若しくは豚コレラの流行している地方から発送された反すう動物又は豚の食用に適さない皮、毛、骨、器官又はその他の部分は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture)が認める方法で処理される場合に限り許される。

動物の腸...動物の腸は、名あて国の関係当局 (Permit Office, U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Federal

Building, Hyattsville, MD 20782) の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和 25 年農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

土...土の見本は、名あて国の農務省植物検疫課が発行する付せんを有している場合に限り許される。

血清、ワクチン...家畜用の血清、ワクチン及びこれらと類似の物品並びに家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物品は、名あて国の農務省(U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Washington D.C. 20250)の許可を得ている場合に限り許される。

鳥の羽毛、皮...すべての鳥類の皮の付いた羽毛の輸入は禁止される。ただし、次に掲げるものを除く。

- 洗淨した皮付きでない羽毛
- 科学上又は教育上の目的で輸入するもの
- 釣用の毛鉤
- 釣用の毛鉤又は婦人帽子類の製造のために輸入されるある種の鳥の羽毛若しくは皮で名あて国の内務長官 (Secretary of the Interior) の許可を得ているもの又はニューカッスル病が流行している国から発送された鳥類の皮付きの羽毛は、追加の処理を受けるため、名あて国の農務省の認めた施設にあてる場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属製の雷管及び薬きょう並びにマッチ(不爆発性の大砲用信管原料は、許される。)

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...ピストルその他身体に隠すことのできる武器(銃身の長さが 45.72 センチメートル以下の散弾銃、銃身の長さが 40.64 センチメートル以下のライフル銃、銃身の長さが 66.04 センチメートル以下又は身体に隠すことができるように改造された散弾銃又はライフル銃)は、公の使用に供され、かつ、名あて国の軍隊、司法機関又は犯罪捜査機関の職員、国有財産の監視人、郵政職員、銃砲製造者、銃砲商にあてる場合に限り許される。銃砲を包有する郵便物の外装には、大文字で「FIREARM」(「銃砲」の意)の表示を行うほか、例えば「For Army Officer」のような記載により受取人の資格を表示しなければならない。また、郵便物には、受取人が正当な資格者であることの証明と、名あて国の関係当局が発行した関係銃砲の用途についての証明書を添付しなければならない。ただし、1898 年以前に製造された銃砲で骨とう品又は美術品として発送されるものを除く。

飛び出しナイフ...飛び出しナイフは、名あて国の関係当局の許可を得ている者にあてる場

合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

たばこ...たばこ、手巻きたばこ、無煙たばこ製品

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ等...富くじに関する物品。詐欺的な商品販売に関係のある文書

毛皮、皮革...旧ソヴィエト連邦又は中国大陸産の毛皮及び皮革

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

金...金貨、金及び金製品は、その価格が 100 米ドルを超えず、かつ、名あて国の財務省造幣局 (Bureau of the mint, United States Treasury Department) の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

66.1 アンギラ

Anguilla

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う(ただし、貨幣を包有する場合を除く。)
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....25 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱う(航空便に限る。)
保険金額の最高限.....154 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....3 週間
例外の場合.....1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣...貨幣を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

武器、弾薬...武器及び弾薬は、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

植物...生植物及びその部分並びに果実は、日本の関係当局が発行した検疫証明書が添付されている場合に限り許される。

9. アンティグア・バーブーダ

Antigua-et-Barbuda

(Antigua and Barbuda)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う(ただし、硬貨を包有する場合を除く。)
6. 名あて国における保管期間.....
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 商業用の商品を包有した郵便物については、各物品の原産地及び価格を明りょうに記載した送り状を、名あて地の受取人に航空便により送付することが望ましい。また、当該郵便物の名あて国での通関検査は、受取人からの送り状の提示によってのみ行われる。
 - (2) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (3) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。非伝染性物質については認められない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....10 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....10 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....48SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....75 日
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....75 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 商業上の商品を包有した小包については、送達条件(通常)の 8.「その他の特別な条件」参照
 - (2) 小包郵便物は、次の地域にあてるものに限る。
All Saints, Antigua, Barbuda

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

硬貨...硬貨を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

果実...果実(くるみの実、干した果実及び果実のかん詰を除く。)

野菜...野菜(玉ねぎ及び野菜のかん詰を除く。)

雑件...病気を伝ばさせるおそれのある植物、土壌

2.1.3.2 条件付許容物品

雑件...次に掲げる物品は、名あて地の総督の許可があれば発送することができる。

砂糖きび及びその苗、レモン、綿花及び綿花の包装に一度使用されたことのある物品、腐食土及び腐食土で栽培された植物

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

武器、弾薬...武器及び弾薬は、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池

66.14 英領ヴァージン諸島

Vierges britanniques (iles) (British Virgin Islands)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....345 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
 - (3) 名あて国における取扱局.....保険付書状は、Tortola 郵便局区内あてのものに限る。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。非伝染性物質については認められない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....124 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Postmaster, Road Town, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS
7. 小包の配達方法.....
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1 か月
例外の場合.....75 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....75 日

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣...貨幣

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

植物...病気を伝ばさせるおそれのある植物

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

武器、弾薬...武器及び弾薬は、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

52. エルサルバドル

El Salvador

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2 キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚(内容品の価格が 300SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又はスペイン語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Seccion Reclamos e Informes, Correo Central Centro de Gobierno,
SAN SALVADOR
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
郵便物の封かんのために使用される粘着テープには、差出人の氏名、記号、印章の印影又は署名を表示しなければならない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方
向に計った最大の横周との合計 3
メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語、フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合.....30 日
 - 例外の場合.....60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
 - 普通の場合.....30 日
 - 例外の場合.....60 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 内容品の価格が 50 米ドルを超える小包には、同国領事が査証した送り状の添付が必要である。ただし、同国の関係機関から営業の免許を受けた商人にあてるすべての小包には、商業送り状の添付を必要とする。
 - (2) 小包の封かんのために使用される粘着テープには、差出人の氏名、記号、印章の印影又は署名を表示しなければならない。
 - (3) 同国における小包の通関後の取戻請求には応じられない。(条終 1.7)

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚(商品の場合は、さらにインボイス 1 通)
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語

6. 配達日.....月曜～金曜、土曜の午前(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS EL SALVADOR

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状等...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工しない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状及び保険付書状。偽造の貨幣

札...貨幣代用品として製造された金属性の札

出版物等...名あて国の政治的、社会的及び経済的秩序に反する主義の書籍、冊子、ポスターその他の出版物

良俗に反する物品...良俗に反する物品

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

貨幣、切手...名あて国のニッケル貨幣、収入印紙、郵便切手その他の財政上の証票は、名あて国の政府が輸入する場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

弾薬、武器...弾薬、戦争用資材、銃砲、口径が4.1ミリメートルを超えるすべての種類のピストル、名あて国の軍の制式のピストル及び銃砲用の消音器

出版物等...不道德な、破壊的な又は反民主主義的な性質を有する通信及びこのような性質を有する出版物(新聞、書籍、雑誌、冊子、版画等)

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ等を包有する郵便物は、名あて国の公衆衛生審議会 (Conseil de la sante publique) の許可を得、かつ、同国の領事が査証した送り状を添付した上、航空路により、サン・サルヴァドルのイロバング空港に到着する航空便により輸入される場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

雷管、薬きょう...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう並びに爆発性の大砲用信管原料又は導火線は、名あて国の国防省 (Ministere de la defense nationale) の特別の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.2 条件付許容物品

硝酸塩、たばこの巻紙...硝石、硝酸カリ、硝石の塩及びたばこの巻紙は、名あて国の政府が輸入する場合に限り許される。

武器等...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。弾薬、銃砲、銃砲の付属品及び雷管、雷管を装薬した器具その他の付属品

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。毒性のある化学物質、一般的な化学物品及び医薬品、リキュール製造に使用されるエッセンス類、蒸留用の機械及び器具、食品着色用の砂糖及び甘味料、しょ糖又はてん菜糖、サッカリン及びその副産物、料金前納用の機械及び器具

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

飲料...濃縮ぶどう酒で薄めて外国製品として販売されるもの

フィルム...公序良俗に反するフィルム

避妊薬等...避妊用及び墮胎用の薬品並びに器具

雑件...と博用品、ぶどう酒製造用のすべての物品、貨幣製造用の機械及び器具、たばこの巻紙

保険付小包...関税を課される物品を包有する保険付小包は引き受けない(条終 10.1)。

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

蒸留酒...砂糖きびから製造する蒸留酒は、名あて国の政府が輸入する場合に限り許される。

雑件...次に掲げる物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。45度以上の酒精飲料、コーヒーの種子

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

133. オランダ領アンティール(ボネール、
キュラサオ、 サバ、 セント・ユースタティウス
及びセント・マルテン) 及びアルバ
Antilles neerlandaises (Bonaire, Curacao,
Saba, St. Eustatius 及び St. Maarten) et
Aruba
(Netherlands Antilles and Aruba)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(アルバあてについては1枚)(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....オランダ語、フランス語、英語又はスペイン語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....1,880 SDR(アルバあてについては、769 SDR)
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
 - (3) 名あて国における取扱局.....アルバあて保険付書状は、Oranjestad 郵便局区内にあてるものに限る。
 - (4) その他の条件.....アルバあてについては次の郵便局区内あてのものに限る。
(Oranjestad)
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局(アルバあてについては、Oranjestad)
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....14日

7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること……取り扱う。(アルバあて以外については、税関検査に付される場合のみ可)
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法……郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類……連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ……長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量……30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ……長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量……30 キログラム

アルバあてのものについては、大きさ、重量ともに平面路小包と同じ。

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数……1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語……オランダ語、英語、スペイン語又はフランス語

4. 速達……取り扱う

速達による配達を行うのは小包か到着通知書か……到着通知書

5. 保険付小包……取り扱う

保険金額の最高限……615 SDR

アルバあてのものについては、7.5 SDR

6. 取戻し及びあて名変更……取り扱う。

(あてるべき官署)……名あて局(アルバあてについては、Director of Postal Services of Aruba, ORANJESTAD, ARUBA)

7. 小包の配達方法……窓口交付

8. 普通小包に対する受取通知……取り扱う

9. 名あて国における保管期間

(1) 到着が受取人に通知された小包

普通の場合……1か月(アルバあてのものについては、3か月)

例外の場合……2か月(アルバあてのものについては、1か月)

(2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包……1か月

禁制品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

弾薬等...弾薬、火薬、戦争用資材、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

印刷物...著作権法に違反する印刷物

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、薬剤師、医師、獣医又は名あて地の公衆衛生長官 (Directeur de la sante publique) から輸入許可を得た者にあてる場合に限り許される。

武器...武器は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

硬貨...銅貨、青銅貨、ニッケル貨並びに貨幣鑄造用の銅板、青銅板及びニッケル板は、名あて地の政府の許可を得ている場合に限り許される。

60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France(Corse、Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France(Corsica、Andorra 及び Mayotte を含む。))

60.1 フランスの海外県

60.1.1 ガドループ Guadeloupe

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....630 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
60. フランスの項の送達条件(通常)の 8.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,475 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... -
10. その他の特別な条件
60. フランスの項の送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等.....郵便物の表面に「Business Papers」の記載及び「No Commercial Value」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) 贈物及び商品見本(商品価値のないもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice)3通
 - (3) その他の物品(商品価値のあるもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業イン

ボイス(Commercial invoice) 3通

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
7. 国際スピード郵便の名称..... -

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣、金属、貴重品...硬貨、加工した若しくは加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有する書留郵便物(小形包装物を除く。)(銀行券、紙幣又は各種の持参人払有価証券を包有する書留郵便物は許される。)

雑件...その他については、フランスにおいて定めるところに同じ。

1.1.2 条件付許容物品

植物...2.1.2 参照

雑件...その他については、フランスにおいて定めるところに同じ。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

フランスにおいて定めるところに同じ。

2.1.2 条件付許容物品

植物...コーヒーの木の苗、生の又は乾燥したコーヒーの実、コーヒーの種子、コーヒー豆、カカオの木の苗、カカオの芽及び種子、いったカカオの実、ほうじていないカカオのくず、カカオの殻、カカオの皮並びに砂糖きびのさし枝、苗及び種子は、特別な輸入手続に付される。

3. 国際スピード郵便物

食料品、美術品及び骨董品

1. 通常郵便物及び、2.小包郵便物 参照

33. カナダ

Canada

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱う(航空普通通常郵便物に限る。)
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....15日
7. 書留とする特別郵袋印刷物は、取り扱わない。
8. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
 - (3) 特別郵袋印刷物には、視聴覚物品又は情報物品を包有することができない。(通終 2.5)
9. その他の特別の条件
 - (1) 印刷物の最高重量.....2kgまで(通終 1)
 - (2) 印刷物の名あて国における差出人又はその代理人の名あてが記載されたカード、封筒又は包装紙を添付して当該印刷物を発送することを認めない。(通終 2.2)
 - (3) 木材こん包材は、検疫措置に関する国際基準 No.15 に基づく処理を行い、同基準に定められた表示が行われているものに限り許される。基準を満たしていない郵便物は、輸入が認められず返送される。
(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包...取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....受取人が請求する期間
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....30 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 商品含有小包には、送り状 2 通を作成し、別にこれを受取人に送付することが必要である。
 - (2) 郵便物が差し押さえられた場合に行う差出国への通報は、税関当局から得られる情報又は同国の法令の範囲内に限る。(小終 5.1)
 - (3) 木材こん包材は、検疫措置に関する国際基準 No.15 に基づく処理を行い、同基準に定められた表示が行われているものに限り許される。基準を満たしていない郵便物は、輸入が認められず返送される。
(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限

- (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
- (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 3通又は税関告知書 CN23 3通。商品見本又は商品の場合は、さらにインボイス3通。併せて、必要な場合は、原産地証明書1通。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称..... -
9. その他の特別な条件
 - (1) 内容品が「贈物」の場合、価格が60カナダ・ドルを超えるものについて課税される。
 - (2) 内容品が「贈物」以外のもの場合、価格が20カナダ・ドルを超えるものについて課税される。
 - (3) 木材こん包材は、検疫措置に関する国際基準 No.15 に基づく処理を行い、同基準に定められた表示が行われているものに限り許される。基準を満たしていない郵便物は、輸入が認められず返送される。
(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。)
 - (4) 次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる。
 - ・ 水ひる及び蚕
 - ・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
 - ・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

印刷物...印刷物(総重量が2キログラムを超えないものを除く。)

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

不穏な性質の物品等...不穏な又は卑わいな性質の書籍、印刷物、絵画、彫刻、写真その他の物品。人を困惑させる物品。表面に受取人の社会的又は商業上の地位を害するような言葉、符合等を記載した物品

ポスター...犯罪又は暴力行為を描写したポスター、ちらしの類

富くじ等...富くじその他と博の券及びそれらの広告物

発煙装置...自動車又は船舶上で用いるための発煙装置

ライター...ボタンガス使用のライター - 及び再装てん用のガスボンベ

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

避妊用物品...避妊用又は墮胎用の物品。避妊又は墮胎に関する書籍及び新聞

肉...肉、肉製品、肉のかん詰

2.1.2.2 条件付許容物品

医薬品(ビタミン剤、ビタミン補助剤、軟膏、薬、処方箋薬、歯治療用接着剤、化粧品等)

1 個人が使用する場合、法令で禁止されていない限り、四半期に一度3か月分を輸入することができる。処方箋薬については、薬剤師に調合され、薬局又は病院の薬包に包装されている場合、単回投与分又は四半期に一度3か月分が認められる。個人使用を超える分量とみなされる場合、商業取引と見なされ、許可を得たもののみ輸入することができる。

2 具体的な医薬品名を税関告知書に記載すること。

3 医薬品に関する情報、規制については、名あて国の保健省へ照会すること。

照会先: Health Products and Food Branch Inspectorate- Border Integrity Unit

Tel: +1 613 946 5090

Fax: +1 613 960 2156

E-mail: BIU-UIF@hc-sc.gc.ca

食品(乾燥食品、冷凍食品、ペットフード、菓子類、キャンディー、チョコレート、野菜を含む全ての食品及び植物)

1 製品の最終用途を税関告知書に明記すること 例:個人使用(Non-commercial use)、サンプル(Sample)、販売(Commercial use)、試験用(For experiment)

2 個人使用と見なされる分量を超える場合、特別な輸出証明書及び最終使用者による輸入証明書が必要。

かん詰、練乳...果実又は野菜の缶詰及び副製品、練乳並びに粉乳は、名あて国の法律が要求する告知書が添付されている場合に限り許される。

血清等...豚コレラの血清及びヴィールスは、名あて国の農林省獣医病理学課長 (Directeur general de la Division de la pathologie veterinaire au Ministere de l'agriculture) あてに発送され、かつ、同省獣医局長が発行する許可証が添付されている場合に限り許される。

生物学的製剤...獣医用の生物学的製剤は、名あて国の農林省獣医局長 (Directeur General veterinaire, Ministère de l'agriculture) が発行する許可証が添付されている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

人造バター...人造バター及びその類似品

みつばち、みつばちの巣箱等...みつばち、一度使用されたことのあるみつばちの巣箱及び養ほう用材料

羽毛...野鳥の羽毛、頭、翼、尾及び皮

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和 25 年農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

ほうきもろこし...すべてのほうきもろこし(見本及びほうきもろこしから作られたほうきを含む。)は、毎年8月 16 日から翌年 5 月 14 日の間に限り、名あて国の農業省 (Ministere de l'agriculture) 植物保護局の発行する許可証を添付すれば許される(2.1.3.2 『植物』を参照)。

農産物の種子...伝ばすために輸入されるあらゆる培養種子、野菜の種子及び球根(花の種子を除く。)は、種子に関する法律に定める輸入規則及びその他の規準に従い、かつ、税関及びそれが輸入される地方の農務省植物生産局の地方監督官の検査を受けたものである場合に限り許される(2.1.3.2 『植物』を参照)。

小麦等...すべての種類の小麦(麩、糠、穀物の穀及びわらを含む。)は、それが黒穂病の発生していない地方で収穫されたものであることを証明する証明書が添付されている場合に限り許される(2.1.3.2 『植物』を参照)。

球根等...球根又は球根の根。これらを発送するために地下2フィートより下部で採取され、かつ、昆虫や病気による汚染を防ぐために、ふるいにかき、乾かし、倉庫に保管した底土を使用することができる。この場合、底土が害虫又は病害のない地方で採取されたものであることを証明する証明書を添付しなければならない(2.1.3.2 『植物』を参照)。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

武器...武器

軍需品...軍需品の模擬・模造品及びその他の爆発装置・軍需品を模造したもの。(模造又は不活性の手榴弾、若しくはその他の軍需品を模造したものを含む。)展示のためのものであるかないかを問わない。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

偽造貨幣等...偽造貨幣、硬貨(古銭商又は古銭学者にあてて保険付きとしない小包で送付されるものを除く。)、銀行券、金塊、砂金、準宝石、宝石、債権及び利礼その他の持参人払有価証券並びに金又はその他の貴金属で作られ、かつ、装身具として個人的に使用されるすべての物品(紙巻たばこ用パイプ、たばこ入れ、化粧ケース、トランプケース、オペラグラス、鎖編みサイフなど宝石類の範ちゅうに入るもの)

酒精飲料...すべての酒精飲料(ぶどう酒を含む。)。酒精飲料及びぶどう酒の見本(名あて国の関係当局にあてるものを除く。)

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品(書留通常郵便物とした場合を除く。)

茶...茶以外の植物の葉又は出がらしの茶を加えた茶。有害な物質を含有する茶(これ以外は、2.1.3.2『植物』を参照)

刑務所内で製作された物品...刑務所内で又は囚人の手で製作された物品及びこのような物品を取り扱うことを業とする者によって販売された物品

金属製標札...金属製の商業用標札

芸術上又は文学上の著作物...名あて国で著作権を保護されている名あて国の著作物又は名あて国で著作権を保護され、かつ、名あて国の関係当局に登録済のイギリスの著作物の翻刻物。古い定期刊行物で再び販売の用に供せられるもの

広告...主として名あて国市場を対象とする広告であって、差出国内で頒布している定期刊行物に掲載される広告と同一のものでない広告を掲載した定期刊行物、及び名あて国向けの定期刊行物であって全広告紙面のうち、主として名あて国市場で販売する商品若しくはサービスの種類又は販売条件を掲載する紙面が5パーセント以上のもの

干し草、麦わら等...干し草、麦わらその他の未加工の植物で包装した商品(これ以外は、2.1.3.2『植物』を参照)

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

雑件...注文に基づかないテレックス番号簿への広告に関する支払請求であって、計算書の形態を有するもの

2.1.6.2 条件付許容物品

たばこ...たばこは、製造業者又は販売者との間で発送され、かつ名あて国の関係規定を

満たす場合に限り許される

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

46. キューバ

Cuba

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱わない。
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語又はフランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署) Oficina de Cambio Internacional, Ave .de Independancia, No.8543,E/106y 108, Altahabana, Havana 8 ,CP 10800, CUBA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
通常郵便物の内容品で、いかなる物品であるかを容易に判別することができないもの又は包装上の理由によりその内容を検査することができないものは、名あて国において没収され、又は棄却される。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - 重量.....10 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....10 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....3 か月
例外の場合.....6 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....30 日
例外の場合.....2 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包の内容品でいかなる物品であるかを容易に判別することができないもの又は包装上の理由によりその内容を検査することができないものは、名あて国において没収され、又は棄却される。
 - (2) 5 キログラムを超える小包郵便物、及び重量に関わらず、内容品の価格が 100 兌換ペソ (convertible Cuban pesos) を超える小包郵便物、他の通貨においても同等価を超える小包郵便物には、在日キューバ大使館で許可を受けた領事インボイス(Consular invoice) を添付すること。
 - (3) 前項は、内容品が医薬品のみの場合には適用されない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等

- (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
- (2) その他の物品を送る場合
 - (ア) 税関告知書 CN23(2枚)。商品の場合は、さらに商業インボイス(Commercial invoice) 1通。場合により、見積りインボイス(Proforma invoice) 、獣医による輸入許可証又は獣医による証明書
 - (編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
 - (イ) 5キログラムを超える EMS、及び重量に関わらず、内容品の価格が 100 兌換ペソ (convertible Cuban pesos) を超える EMS、他の通貨においても同等価を超える EMS には、在日キューバ大使館で許可を受けた領事インボイス(Consular invoice) を添付すること。
 - (ウ) 前項は、内容品が医薬品のみの場合には適用されない。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚
5. 配達日.....月曜～土曜(土曜は個人あてのみ。祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
7. 国際スピード郵便の名称.....CUBAPOST EMS

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

書籍等...印刷物、絵画、手書又は機械的方法による著作物、刻版物、書類、書籍、新聞紙、スケッチ、写真、レコード及びフィルムのネガで、その頒布が公序良俗に反するもの

ミュージカル・カード...開くとメロディーが聞こえるミュージカル・カード

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

雑件...その他の禁止物品については、2.小包郵便物 2.1.3.1 参照

1.1.2 条件付許容物品

郵便切手...消印した又は消印しない郵便切手及び郵趣物品は、名あて国の郵便切手販売事業部 (Entreprise Commerciale Philatelique (ECOFIL))、貿易省事業部 (Entreprise du Ministere du Commerce Exterieur (CUBARTIMPEX)) 及び通信省郵便切手局 (Departement des Timbres et Philatelie du Ministere des Communications) にあてて送付される場合に限り許される。

雑件...関税を課されることがある物品は、普通書状又は書留書状として差し出すことはできない(ただし、包装に税関告知書 CN22 を添付した医薬品及び人工補整器を除く。)

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの... 1.1.1 及び 1.1.2 参照

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 条件付許容物品

医薬品...医薬品は、原初の包装を有し、かつ、有効期限内のものに限り許されるが、商業目的をもって個人にあてられる医薬品は、配達されない。

2.1.3 その他の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

雑件...アルコール飲料。紙巻たばこ。録音テープ。中古の衣類及び織物。電気装置及び電子装置。地図。めがね。チューインガム。名あて国の公衆衛生当局から認可されていない穀類及び種子。宝石。とばく用品。医療器具。有毒物。印画紙。自動車、スクーター、オートバイ等の部品。刻みたばこ。新鮮な又は生のままの植物及び野菜(これ以外は、2.1.3.2 『植物』を参照)。双眼鏡。加工用又は冷凍用の新鮮な肉。ハム、ソーセージ、骨、牛乳及び乳製品等の動物製品。香料類。医療用製品を除く密閉した容器。写真用フィルム。映画用フィルム。郵便切手(切手収集体を介して交換されるものを除く。)。毛髪用染料。土及び鉱物。葉巻。あらゆる種類の有価証券。中古の短靴。その輸入が国家の一般的な利益に反すると考えられるすべての物品。内容品の価格が 200 兌換ペソ(convertible Cuban pesos)を超える郵便物。リチウム電池

2.1.3.2 条件付許容物品

植物...植物(米などの穀類、果物、野菜その他植物防疫法で定めるものをいう。)については、昭和25年農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に

供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

(編集註：詳細は最寄りの植物防疫所にお問い合わせ下さい。また、米は、個人的な使用に供するため非商業的に送られる場合以外には、最寄りの地方農政局又は農政事務所への事前届出が必要です。)

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

69. グアテマラ

Guatemala

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Sub-Dirección General de Correos y Telégrafos, 01501
GUATEMALA, GUATEMALA, C, A.
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 差出人の氏名、記号、印章又は署名が表示されていない粘着テープは、封かんのために使用することができない。
 - (2) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (3) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。非伝染性物質については認められない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Correos de Guatemala S.A., 31 calle 25-45 Zona 12, Colonia Sta Elisa, Edificio Intercargo, Tercer nivel, Ciudad Guatemala
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1 か月
例外の場合..... 2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合..... 15 日
例外の場合..... 1 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包には、差出国駐在の領事が査証した領事送り状2通を添付しなければならない。
 - (2) 5米ドルを超える商品を包有する小包については、差出人は、商業送り状及び原産地証明書を直接受取人に送付しなければならない。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品

富くじ...富くじ券

貴重品...硬貨、銀行券、紙幣、持参人払有価証券

書留書状...旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その

他の貴重品を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する物品

2.1.1.2 条件付許容物品

爆破装置...ニトログリセリン、ダイナマイトその他の爆発物を爆発させるのに使用される機械及び器具は、名あて国の国防省 (Ministere de la guerre) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

あへん...あへの灰。吸煙用のあへん

食料品...有害な物質を含有する食料品

クロールエチル...謝肉祭用のクロールエチル

ほ乳器...ガラス管の付いたほ乳器

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国のあへん取引取締局 (Oficina de Inspeccion del Trafico del Opio) の許可を得ている場合に限り許される。

医薬品... 医薬品は名あて国の関係当局 (Faculte des sciences naturelles et pharmaceutiques) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

植物...植物については、昭和 25 年 8 月農林省告示第 231 号 (輸出植物検疫規程) に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

銃砲、弾薬...すべての種類の銃砲及び弾薬 (猟銃については、2.1.4.2 参照)

仕込みづえ等...銃砲又は短刀を仕込んだ雨がさ及びづえ。短刀その他の刀剣。

2.1.4.2 条件付許容物品

猟銃...猟銃は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

雑件...火薬、電話機、呼子、貨幣製造用の機械及び器具

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

袋...中古の袋

リチウム電池

68. グレナダ

Grenade (Grenada)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う(平面路に限る。)
 - (1) 保険金額の最高限.....151 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
 - (3) 名あて国における取扱局.....保険付書状は、St. George's 郵便局区内にあてるものに限る。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....St. George's, GRENADA, W.I.
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う(ただし、硬貨を包有する場合を除く。)
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別の条件
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。非伝染性物質については認められない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メ

ートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....4 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Grenada Postal Corporation, Burns Point, St.George 's Grenada W.I.
7. 小包の配達方法.....
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....1 か月

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣...偽造又は変造の貨幣。硬貨を包有する書留書状

郵便切手...模造の郵便切手

富くじ...富くじ券

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

ブラシ...ひげそり用ブラシ

植物...バナナの苗、ココアの苗、ココアの豆、砂糖きび、やしの苗、アメリカ合衆国産のかんきつ類の果実及び苗

土壌...土壌

ジュート...中古のジュートの袋

綿製品...綿製のマットレス及び枕

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

金製品、銀製品...英国の公定分析試験済印と類似の印影を有するが、実際の品質が表示を下まわっている金製品及び銀製品

リチウム電池

雑件...英国の製造業者の名称を表示するか又はその商標を付けた物品で、当該物品が製造された国の名が表示されていないもの

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

綿花...綿花の種子は、名あて国の農務長官(Surintendant de l'agriculture)の許可がある場合に限り許される。

66.4 ケイマン諸島

Cayman

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1か月
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... 1か月
10. その他の特別な条件
小包郵便物は、次の地域にあてるものに限る。
Grand Cayman, Little Cayman, Cayman Brac

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照、

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

ブラシ...ひげそり用ブラシ
ガンジャ...ガンジャ (Ganja)
果実...かんきつ類の果実、やしの実
綿...綿花及び綿の種子

バナナ...バナナ、バナナの苗及びバナナの包装に一度使用されたことのある物品
弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信
管原料、マッチ

ラム酒...ラム酒

コーヒー...コーヒー

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満
たすリチウム電池を除く。)

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送さ
れ、かつ、名あて地の監督官 (Commissaire) の許可を得ている場合に限り許される。

農具...中古の農具は、名あて地の農務担当官の許可を得なければ許されない。

43. コスタリカ

Costa-Rica (Costa Rica)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語又は英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1 か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別の条件
 - (1) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることできる。
 - (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることできる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1か月
例外の場合.....1か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....1か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23(商品の場合は、さらにインボイス2通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 配達日.....月曜～金曜
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....EMS-Courier

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

良俗に反する物品...良俗に反する印刷物その他の物品

中古の衣類...中古の衣類は、消毒済証明書が添付されている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

食料品等...腐敗し又は甘味料を添加した、健康に有害な食料品及び飲料

医薬品...成分や処方が不明な医薬品

2.1.2.2 条件付許容物品

あへん...あへん及びそのアルカロイドは、名あて国の行政府の仲介による場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

果実、種子...病原菌や寄生虫を含有している果実及び種子

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器、火器...刀剣及び火器(名あて国の公安当局の許可を得ているものを除く。)

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ...富くじ券

貴重品...白金、金、銀、珠玉その他の貴重品

軍需品...軍需品

商品見本...ベンゾデアゼピンを含有する商品見本

ほ乳びん...二重に目盛りのあるほ乳びん

農産物...中古の容器に納められた農産物

動植物製品...動植物のくずから作られた製品及びその副産物

血液等...血液及び血液製品
送り状...白紙の送り状
リチウム電池

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France(Corse、Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France(Corsica、Andorra 及び Mayotte を含む。))

60.1 フランスの海外県

60.1.5 サンピエール及びミクロン Saint-Pierre et Miquelon (St.Pierre and Miquelon)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....630SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については1.(2)~1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....15日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
60. フランスの項の送達条件(通常)の8.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (ウ) SAL 小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,475SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Services des postes et telecommunications, SAINT-PIERRE
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... -
10. その他の特別な条件
60. フランスの項の送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

- (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
- (1) 業務用書類等.....郵便物の表面に「Business Papers」の記載及び「No Commercial Value」の記載、税関告知書 CN22
- (2) 贈物及び商品見本(商品価値のないもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice)3通
- (3) その他の物品(商品価値のあるもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 3通
- (編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
4. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
- (1) あて所への配達.....行う。
- (2) 私書箱への配達.....行わない。
- (3) 窓口での交付.....行わない。
7. 国際スピード郵便の名称..... -

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送される場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料並

びにマッチは、許されない。

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬については、1.参照
リチウム電池

3. 国際スピード郵便物

食料品、美術品及び骨董品

1. 通常郵便物及び、2.小包郵便物 参照

86. ジャマイカ

Jamaïque (Jamaica)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....729 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。非伝染性物質については認められない。
 - (3) 書留郵便物、保険付書状の名あて面にできる限り受取人の電話番号、携帯電話番号、eメールアドレスを記載すること。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方角に計った最大の横周との合計 3 メ

メートル

重量.....20 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Post & Telecommunications Department
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達(一部地域に限る)及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包.....60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....60 日
10. その他の特別な条件
受取人の住所欄に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号、e メールアドレスを記載すること。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN231 通及びインボイス
 - (3) 受取人の住所欄に、できる限り受取人の電話番号、携帯電話番号、e メールアドレスを記載すること。
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法

- (1) あて所への配達.....行う
 - (2) 私書箱への配達.....行う
 - (3) 窓口での交付.....行う
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS “Jamaica Post”

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

ライター...ガスを充てんしたライター(ガスを充てんしないライターは許される。)

詐欺的な物品...詐欺的な物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する物品

マッチ...マッチ

放射性物質...放射性物質

富くじ券等...富くじ券及び富くじ券を包有する書状

1.1.2 条件付許容物品

次の物品は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

医薬品...医薬品

貨幣...10 ポンドを超える硬貨又は金塊

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

お守り...お守り及び類似の物品

公序に反する物品...わいせつな出版物、絵画、書籍、彫刻その他の物品

放射性物質...放射性物質

2.1.1.2 条件付許容物品

銀行券、金...紙幣、銀行券、金塊、金の加工品、宝石類

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

ブラシ...ひげそり用ブラシ

2.1.2.2 条件付許容物品

次の物品は、名あて国関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

生物学的製剤...血清、ワクチン等の生物学的製剤

麻酔剤...麻酔剤

動物用の被い等...中古の動物用の被い及び中古の動物用品

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

養蜂用物品...みつばち及び養蜂用物品

レモン、綿等...植物病をひき起こすおそれのあるバクテリア。レモン、綿、綿の種子

肉...肉

土壌...土壌

2.1.3.2 条件付許容物品

ばれいしょ、生果物、生野菜...ばれいしょ、生果物、生野菜は、名あて国関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

ナイフ...飛び出しナイフ

2.1.4.2 条件付許容物品

武器等...武器、弾薬、爆発物は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

雑件...アルコール、ココア及びココア製品、コーヒー及びコーヒー製品、綱具、紐類、濃縮牛乳、とうもろこし粉、化粧用油、蜂蜜、蜜ろう、マッチ、絵画、砂糖

富くじ券等...富くじ券及び富くじ券を包有する書状

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

医薬品...医薬品は、現品及び包装の上にめいりょうに成分及び適応症を記載し、使用又は服用方法に関する注意書を添付しているものに限り許される。

雑件...刃物、はき物、かみそりの刃、酒精飲料、たばこ、がん具の小銃及びピストル、絹綿ビロード製のがん具

電気製品...電気製品の郵送は、万国郵便連合の定める規則に従ってその製造業者が包装を行ったものについてのみ許される。製造業者以外の者が包装した電気製品の郵送については、名宛国は損害賠償の責任を負わない。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

66.10 セントクリストファー・ネーヴィス

Saint-Christophe-et-Nevis

(Saint Christopher and Nevis)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....154 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Parcel Post Section, General Post Office, BASSETERRE
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合..... 1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 小包郵便物は、次の地域にあてるものに限る。
Charlestown (Nevis), Basseterre (St. KITTS)

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

雑件...その他の禁止物品については、2.参照

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の総督の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の総督の許可を得ている場合に限り許される。

武器、弾薬...武器及び弾薬は、名あて国の総督の許可を得ている場合に限り許される。

植物...生植物及びその部分並びに果実は、日本の関係当局が発行した検疫証明書が添付されている場合に限り許される。

145. セントビンセント

Saint-Vincent (Saint Vincent)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....65 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
 - (3) 名あて国における取扱局.....保険付書状は、Kingstown 郵便局区内にあてるものに限る。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....6週間
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。非伝染性物質については認められない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....10 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....10 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....98 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....3 か月

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

たばこ...純重量 11 ポンドを超える箱入りの刻みたばこ及び紙巻きたばこ。3 ポンドを超える葉巻きたばこ

アルコール...アルコール(香料用及び医療用のもの並びに商品見本として少量発送されるものを除く。)

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

生きた動物...みつばち、水ひる及び蚕並びに害虫の寄生虫及び捕食虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するものは、見本として送付する場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

わいせつな物品...わいせつな書籍、印刷物、絵画及び写真

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医療上又は学術上の目的で送付され、かつ、名あて国の関係当局(Conseil prive du Gouverneur)の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

綿...綿。綿の種子

2.1.3.2 条件付許容物品

球根等...すべての球根、挿し枝及び種子は、名あて国の関係機関(Departement de l'agriculture)にあてて送付される場合に限り許される。

生きた動物...生きた動物(1.1.2 参照)

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...銃砲は、名あて国の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

リチウム電池

143. セントルシア

Sainte-Lucie (Saint Lucia)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う(ただし、貨幣を包有する場合を除く。)
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
8. その他の特別な条件
 - (1) 放射性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。
 - (2) 伝染性物質を包有する航空書留書状をあてることができる。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....SAINT LUCIA POSTAL SERVICE, General Post Office, Bridge Street,
Castries, Saint Lucia
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 3 か月
例外の場合..... 6 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合..... 3 か月
例外の場合..... 6 か月

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣...書留書状として発送される貨幣

偽造又は変造の貨幣 ...偽造又は変造の貨幣

みつばち、蚕...みつばち、蚕

著作権侵害の物品、商標偽造の商品...名あて国の著作権法に違反する物品及び偽造の商標がちょう付されている商品

油布、油紙等...油布。ろう引きあるいは油引きの物品。油紙。運送途中において腐敗しやすい物品(密封したブリキの容器に入れて差し出す場合を除く。)

富くじ...富くじ券及び富くじに関する文書

商標偽造の物品...偽造の商標がちょう付されている商品

ブラシ...ひげそり用ブラシ

たばこ...たばこのエキス、エッセンスその他の抽出物

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

1.1.2 条件付許容物品

たばこ...たばこの葉脈は、名あて国の税関当局の許可を得ている場合に限り許される。
植物、種子...植物及び種子

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

衣類...ぼろ布。中古の衣類

マッチ...マッチ

タイヤ...ゴム製のタイヤ

セルロイド...液状のセルロイド、揮発性物質を完全に除去していないセルロイド

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の総督の許可を得ている場合に限り許される。

フィルム...フィルムは、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 包装には、木製の堅固な箱を使用すること。
- 郵便物には、「Films」と記載した票符をはり付けること。

66.13 タークス及びカイコス諸島

Turques et Caïques (Turks and Caicos)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....3か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....10 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....10 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Postmaster, GRAND TURK, TURKS AND CAICOS ISLANDS
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1か月
例外の場合..... 3か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... 3か月
10. その他の特別な条件
商品を包有する小包には、送り状を内部に入れなければならない。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記 14 の 2 の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の医務長官(Government Medical Officer)にあてる場合に限り許される。

銃砲...銃砲は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

50. ドミニカ

Dominique (Dominica)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語又はフランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う(ただし、硬貨を包有する場合を除く。)
6. 名あて国における保管期間.....2か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
重量.....20キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
重量.....20キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚

3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1か月
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....1か月

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

硬貨...硬貨を包有する書留書状

リチウム電池

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

植物...病害を伝ばさせるおそれのある植物

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の総督の許可を得ている場合に限り許される。

武器、弾薬...武器及び弾薬は、名あて国の総督の許可がなければ許されない。

49. ドミニカ共和国

Republique Dominicaine (Dominican Republic)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の内部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又はスペイン語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Administracion Postal, Instituto Postal Dominicano, SANTO DOMINGO, REP. DOMINICAINE
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
書籍を包有する通常郵便物には、税関告知書 CN22 をはり付けなければならない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メ

ートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....4 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....小包
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....30 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Administracion Postal del INPOSDOM
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....45 日
例外の場合.....60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....45 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 名あて国の銀行気付で書店にあてた書籍を内容品とする小包は認められない。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

1.1.2 条件付許容物品

クレジットカード、年金小切手...クレジットカード、年金小切手は、書留書状で発送される場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

良俗に反する物品...良俗に反する書籍、写真、絵画その他の物品

共産主義宣伝の本等...共産主義宣伝の書籍及び冊子。この種の郵便物は名あて国の国内法により没収のうえ棄却される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、名あて国の薬剤師にあて医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の厚生省 (Departement de la sante et de la bienfaisance) が発行した許可証が添付されている場合に限り許される。麻酔剤についても同様である。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

武器...短刀、短剣、刀又は銃を仕込んだつえ及び扇

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...銃砲は、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

軍需品...戦争用の資材及び弾薬は、名あて国の政府又は政府から正当な委任を受けた者にあてる場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ...富くじ

偽造貨幣...偽造貨幣及び貨幣を偽造するための物品

と博用品...と博用品

ガス等...発火点 150 度以下のガス又は石油(名あて国の政府が輸入するものを除く。)

リチウム電池

169. トリニダード・トバゴ

Trinite-et-Tobago

(Trinidad and Tobago)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....61 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....28日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....10 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

メートル

重量.....10 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....689 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1 か月
例外の場合... 1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 1 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
8. 国際スピード郵便の名称.....EMS

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品

法律違反の物品...商標法又は著作権法に違反する物品

公序を害する物品...公の秩序を害する著作物

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

コーヒー...コーヒーの豆

砂糖...未精製の砂糖

土壌...土壌

銃砲...偽装を施した銃砲

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

ナイフ...飛び出しナイフ

みつ...みつ、みつろう

貨幣、金...偽造又は変造の貨幣、価格5英ポンド以上の貨幣(装飾用のもの及び流通力のないものを除く。)、価格5英ポンド以上の金

富くじ...富くじ券及びそれに関する文書

セルロイド...液状セルロイド

放射性物質...放射性物質

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物は、名あて地の農務長官(Director of Agriculture)の許可を得ている場合に限り許される

サッカリン...サッカリンは、名あて地の衛生長官(Surgeon General)の許可を得ている場合に限り許される。

武器...武器は、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

たばこ...たばこのエキス、エッセンスその他の抽出物は、工業用又は園芸用のものを除き許されない。

カーボン紙...カーボン紙は、ろうで包み、かつ、酸化しやすい物質及び油性の物質を使用して製造されたものでないことを証明する書類が税関告知書 CN23 にはり付けられている場

合に限り許される。

種子...種子(特に牧草の種)は、輸入業者が、名あて国で発行する許可証をあらかじめ入手している場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

120. ニカラグア

Nicaragua

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物

- (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
- (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
- (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....5枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
- (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
- (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語、英語又はフランス語

2. 速達.....取り扱わない。

3. 保険付書状.....取り扱わない。

4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....Correos de Nicaragua, Gerencia de Operaciones, Palacio de Correos
MANAGUA

5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。

6. 名あて国における保管期間.....30日

7. 特別郵袋印刷物

- (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
- (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包

(1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....30キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語、フランス語又は英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Edificio de Correos, 1er Piso, Managua, C.P.12019, Nicaragua
7. 小包の配達方法..... 窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
 - 普通の場合.....21 日
 - 例外の場合.....45 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
 - 普通の場合.....30 日
 - 例外の場合.....60 日
10. その他の特別な条件
 - (1) 商品を包有する小包には、ニカラグア領事が査証した送り状を添付することが必要である。
 - (2) 動物若しくは植物を原料とした物品を送付する時は、検疫証明書を添付すること。証明書の添付がない場合、名あて国において配達が遅延し、又は名あて国税関により没収されることがある。

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する記載を有する郵便物

貴重品...硬貨、銀行券、白金、金、銀

書留書状...紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、珠玉、宝石その他の貴重品
を包有する書留書状

富くじ...名あて国以外の国の富くじ券

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

公序良俗に反する物品...公序良俗に反する物品

共産主義関係の品...共産主義に関係のあるすべての物品

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

医薬品...処方不明でない医薬品、名あて国で登録されていない特許薬

有害物...名あて国の公衆衛生省 (Ministere de la Sante publique) が健康に有害であると指定した物質を用いて製造された物品

中古品等...公衆衛生上有害な中古の物品及び不潔な下着

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、名あて国政府の仲介による場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、火薬...弾薬、火薬

銃砲...銃砲(小銃及びピストルを除く。)

制服等...名あて国の軍隊の制服用の服地、帽子その他のすべての物品

2.1.4.2 条件付許容物品

戦争用資材...戦争用の資材は、名あて国の政府が輸入する場合に限り許される。

小銃、ピストル...小銃及びピストルは、名あて国の政府の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.2 条件付許容物品

たばこ...葉巻及び紙巻たばこは、製造業者及び製造地の表示が付されている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

マッチ、ランプ...マッチ。アルコール又はベンジンを燃料とするランプ

電信機...電信機

呼子...警察用の呼子

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

雑件...貨幣製造用の器具、蒸留器、労働者に給料として交付される商品引換券

2.1.6.2 条件付許容物品

富くじ...名あて国以外の国の富くじは、名あて国の国家慈善評議会 (Junta Nacional de Beneficencia) に、券面額の 50 パーセントに相当する額の課金を支払えば、許される。

74. ハイチ

Haiti (Haiti)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Bureau d'echange international
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....フランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて交換局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 2か月
例外の場合..... 2か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... 2か月

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品

- 公序良俗に反する物品...公序良俗に反する物品
- 宝石...宝石
- 毒物...毒物
- リチウム電池

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

- 非道徳的物品...非道徳的用途の物品

- 弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ
- リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

- 麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の公衆衛生庁 (Service national d'hygiene publique) の許可を得ている場合に限り許される。



129. パナマ

Panama

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵袋に納められた郵便物。
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又はスペイン語。
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....DirecciOn General de Correos DirecciOn de servicios Postales y TelEgraficos Aparatado Postal3421, Zone4
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....30 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語、英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Oficina de Encomiendas Postales, Correos y Telegrafos, Apartado
3421, PANAMA 4, REP. DE PANAMA
7. 小包の配達方法.....配達人による配達
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 2 か月
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包..... 2 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 同国における小包の通関後の取戻請求には応じられない。(条終 1.7)

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域・全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN231 通並びにインボイス
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又はスペイン語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....EXPRESO POSTAL

禁制品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

富くじ...富くじに関する物品

公序良俗違反物品...公序良俗に反する物品

出版物...名あて国の著作権法に違反する出版物

リチウム電池

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品

有毒物...有毒物

液体...油状又は液状の物質、液化しやすい物質

植物...腐敗しやすい植物

悪臭発散物品...悪臭を発する物品

糖菓...糖菓

武器...武器

麻薬...麻薬

リチウム電池

3. 国際スピード郵便物

硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、許されない。

その他は 1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

16. バハマ

Bahamas

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) すべての場合に名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない。(税関検査に付される場合のみ可)
 - (6) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱う。
速達による配達を行うのは小包か到着通知書か.....到着通知書
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....396 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う(例外的な場合)。
(あてべき官署).....Postmaster General, P.O.Box N.8302, NASSAU BAHAMAS
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 1か月
例外の場合..... 2か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... 2か月
10. その他の特別な条件
商業上の小包には、外部に送り状を1部添付しなければならない。

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2.参照

2. 小包郵便物

- 2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品
 - 2.1.1 公安上の理由によるもの
 - 2.1.1.1 禁止物品
貨幣...偽造又は変造の貨幣
公序良俗に反する物品...公序良俗に反する印刷物及び絵画
爆竹...直径6ミリメートルを超え、長さ5センチメートルを超える爆竹
 - 2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの
 - 2.1.2.1 禁止物品

食料品...健康に有害な食料品

脱脂乳...缶に入れた脱脂乳

茶...食料として不適当な物質を混入した茶

2.1.2.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...装てんした、又は装てんしない銃砲は、名あて国の関係当局の許可がある場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

翻刻物...名あて地の著作権法を侵害する翻刻物

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

液体...液体の物質は、適当な吸収剤を用いて包装しなければならない。

66.3 バーミュダ諸島 Bermudes (Bermuda)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱う(平面路に限る。)
 - (1) 保険金額の最高限.....326 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....General Post Office, 56, Church Street, HAMILTON HM12,
BERMUDA ISLANDS
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方角に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....3 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Bermuda Mail Processing Center, L.F.WAde, International Airport, 14 Kindley Field Road, St George's, GE Cx, Bermuda
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包.....30 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....30 日
10. その他の特別な条件
商品を包有する小包には、送り状を添付しなければならない。

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の衛生長官 (Directeur de sante) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

リチウム電池(ただし、国際郵便約款別記14の2の差出条件(船便扱いとすること等)を満たすリチウム電池を除く。)

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の衛生長官の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物は、名あて地の農業関係当局の許可を得れば許される。

19. バルバドス

Barbade (Barbados)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....500 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....1か月
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 4 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....163 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合..... 3 週間
例外の場合..... 2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合..... 2 週間
例外の場合..... 3 週間

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23(商品の場合は、さらにインボイス1通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 配達日.....月曜～日曜(祝日の配達も行う。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。(ただし、業務用書類等のみ)
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....International Express Mail

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

商標、著作権...商標法及び著作権法に違反する物品

1.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬を包有する保険付書状は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

武器、弾薬、マッチ...仕込み銃、携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

セルロイド...液状のセルロイド、揮発性の物質を除去していないセルロイド

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の関係当局の許可を得ている場合に限り許される。

植物、種子...植物及び種子は、名あて国の農業局長 (Directeur de l'agriculture) の許可を得ている場合に限り許される。

武器、弾薬...武器及び弾薬は、名あて地の警察長官の許可を得ている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

7. 米国の領土

7.2

プエルト・リコ、サモア及び米領ヴァージン諸島 Porto-Rico,Samoa 及び Iles Vierges (米領) (Puerto Rico,Samoa 及び Virgin Islands (米領))

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
 - (6) 注意.....商品を包有する郵便物に貼付された緑色の票符 CN 22 に内容品の価格が正確に記載されていない場合は、税関告知書 CN23 又は送り状を封入する必要がある。
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....30日
7. 書留とする特別郵袋印刷物は、取り扱わない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2メートル
 - 重量.....30キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2メー

トル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,448 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合..... -
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....1 か月

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域(サモアを除く。)
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2.75 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN22 又は税関告知書 CN23(商品の場合は、税関告知書 CN23 及び見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice) 2 通)
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つ

といえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>) では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
5. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
6. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
7. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う(ただし、課税されたものは、税関窓口で交付される場合がある)。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
8. 国際スピード郵便の名称.....Express Mail International Service
9. その他の特別な条件

次に掲げる動物を包有する国際スピード郵便物をあてることができる(禁制品 2.1.3.2『みつばち』参照)。

 - ・ みつばち、水ひる及び蚕
 - ・ 害虫に寄生し、及び害虫を捕食する虫であって、害虫駆除の用に供し、かつ、公認の施設の間で交換するもの
 - ・ 生物医学の研究のために用いられるショウジョウバエ科のハエであって公認の施設の間で交換されるもの

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2. 参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

雑件...侮辱的又は脅迫的な内容を有する記載を外部に有する郵便物

2.1.1.2 条件付許容物品

放射性物質...放射性物質及びこれを含有する物品は、次の条件を満たしている場合に限

り許される。

- 包装の表面の放射線量率が、ガンマ線については、24 時間に 10 ミリレントゲン以下であること。
- いかなる場合にも、アルファ線、ベータ線又は中性子線を包装の表面に放出しないこと。
- 液状のものについては、適当な材質の密閉した容器に入れ、かつ、吸収剤をこの容器のまわりにつめること。
- 包有される放射性物質の量が、郵便物1個につき、ラジウム又はポロニウムの場合は 0.1 ミリキュリー、ストロンチウム 89、ストロンチウム 90 又はバリウム 140 の場合は、原子の分解速度が1秒に 500 万個以下の量、その他の放射性物質の場合は原子の分解速度が1秒に 5,000 万個以下の量を超えないこと。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

酒精飲料...酒精飲料

避妊用品等...避妊用又は違法な墮胎用の物品。避妊又は違法な墮胎に関する文書。

雑件...腐敗しやすい魚、果実及び野菜。悪臭を発する物質。名あて国の 1938 年6月 25 日付の「食品、医薬品及び化粧品に関する法律」に違反する物品

2.1.2.2 条件付許容物品

病原体...病原体である生きた微生物は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 適当な材質の容器に入れ、かつ、このまわりを吸収剤でつつむこと。
- さらに、厚いガラス製の外容器に入れ、かつ、このまわりに再び吸収剤をつめること。
- 最後に密閉した金属製の箱に入れること。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

肉...牛ペスト又はアフト熱の流行している地域から発送された生肉及び冷凍肉。燻製又は乾燥肉(2.1.3.2 に掲げるものを除く。)

動物製品...牛疫若しくはアフト熱が流行している地域又は豚コレラ、水疱疹若しくはアフリカ豚コレラで汚染されている地域から発送された反すう動物又は豚の乳、クリーム、その他の分泌物及び臓器(名あて国の関係当局 (Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, U. S. Department of Agriculture) の許可を得て薬物学上又は生物学上の目的で発送するものを除く。)。ニューカッスル病が流行している地域から発送された家きんの肉及び製品(卵を含む。)

植物...植物については、昭和 25 年8月農林省告示第 231 号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

包装用物質...わら、草又はこれに類する物質は、小包の包装用(詰め物等)に使用することができない。ただし、ソバ殻及び木炭は、土を落とし、かつ、以前に生の植物と共に使用さ

れたことがない場合に限り、その使用を認められる。

ナイフ、かぎざお等...ナイフ、かぎざお、鋭利な器具がついた又はデザインされたその他のもの、闘鶏で使用する鳥の足につける目的の鋭利な器具

闘犬、闘牛、闘鶏等に関する文書、印刷物、図画...以下の内容を含む文書、印刷物、図画は許されない。ただし、闘犬等が行われることが州の法令の下で許されている場合を除く。

- 闘犬、闘牛、闘鶏等、戦う目的の動物に関する広告
- ナイフ、かぎざお、鋭利な器具がついた又はデザインされたその他のもの、闘鶏で使用する鳥の足につける目的の鋭利な器具の広告
- 闘犬、闘牛、闘鶏等動物の戦いを推進する又は助長するもの

2.1.3.2 条件付許容物品

昆虫等...死んだ昆虫及び爬虫動物は、完全に乾燥させ、防腐、防虫等の措置を施して包装してある場合に限り許される。

みつばち...成長した生きたみつばちは、実験用として、名あて国の農務省農業研究センター (Bee Disease Laboratory, Agricultural Research Center, U. S. Department of Agriculture, Beltsville, Maryland 20705) にあてる場合に限り許される。

肉...牛疫又はアフト熱の流行している地域から発送された肉で塩づけにされ、かつ、完全に乾燥させたものは、名あて国の要求する事項が記載された差出国の公式の処理済証明書が添付されている場合に限り許される。豚コレラ、水疱疹及びアフリカ豚コレラの流行している地方から発送された豚の肉で塩づけにされ、かつ、乾燥させたものは、さらに処理を受けるため名あて国の農務省 (U. S. Department of Agriculture) の認める施設にあてられる場合に限り許される。牛、豚、羊又は家きんの肉及びその製品は、冷凍せずとも保存できるように完全に加熱処理を行い、密閉した容器に入れた場合に限り輸入を許される。

動物の部分...牛疫若しくはアフト熱の流行している地方又は豚ペスト若しくは豚コレラの流行している地方から発送された反すう動物又は豚の食用に適さない皮、毛、骨、器官又はその他の部分は、名あて国の農務省 (U. S. Department of Agriculture) が認める方法で処理される場合に限り許される。

動物の腸...動物の腸は、名あて国の関係当局 (Permit Office, U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Federal Building, Hyattsville, MD 20782) の許可を得ている場合に限り許される。

土...土の見本は、名あて国の農務省植物検疫課が発行する付せんを有している場合に限り許される。

血清、ワクチン...家畜用の血清、ワクチン及びこれらと類似の物品並びに家畜の病気を伝ばさせるおそれのある物品は、名あて国の農務省 (U. S. Department of Agriculture, Animal and Plant Health Inspection Service, Veterinary Services, Washington D.C. 20250) の許可を得ている場合に限り許される。

鳥の羽毛、皮...すべての鳥類の皮の付いた羽毛の輸入は禁止される。ただし、次に掲げるものを除く。

- 洗浄した皮付きでない羽毛
- 科学上又は教育上の目的で輸入するもの
- 釣用の毛鉤
- 釣用の毛鉤又は婦人帽子類の製造のために輸入されるある種の鳥の羽毛若しくは皮で名あて国の内務長官 (Secretary of the Interior) の許可を得ているもの又はニューカッスル病が流行している国から発送された鳥類の皮付きの羽毛は、追加の処理を受けるため、名あて国の農務省の認めた施設にあてる場合に限り許される。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

弾薬、マッチ...携帯銃砲用の装薬した金属製の雷管及び薬きょう並びにマッチ(不爆発性の大砲用信管原料は、許される。)

2.1.4.2 条件付許容物品

銃砲...ピストルその他身体に隠すことのできる武器(銃身の長さが 45.72 センチメートル以下の散弾銃、銃身の長さが 40.64 センチメートル以下のライフル銃、銃身の長さが 66.04 センチメートル以下又は身体に隠すことができるように改造された散弾銃又はライフル銃)は、公の使用に供され、かつ、名あて国の軍隊、司法機関又は犯罪捜査機関の職員、国有財産の監視人、郵政職員、銃砲製造者、銃砲商にあてる場合に限り許される。銃砲を包有する郵便物の外装には、大文字で「FIREARM」(「銃砲」の意)の表示を行うほか、例えば「For Army Officer」のような記載により受取人の資格を表示しなければならない。また、郵便物には、受取人が正当な資格者であることの証明と、名あて国の関係当局が発行した関係銃砲の用途についての証明書を添付しなければならない。ただし、1898 年以前に製造された銃砲で骨とう品又は美術品として発送されるものを除く。

飛び出しナイフ...飛び出しナイフは、名あて国の関係当局の許可を得ている者にあてる場合に限り許される。

2.1.5 専売上の理由によるもの

2.1.5.1 禁止物品

たばこ...たばこ、手巻きたばこ、無煙たばこ製品

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

富くじ等...富くじに関する物品。詐欺的な商品販売に関係のある文書。

雑件...名あて国の特許権法又は著作権法に違反する物品。郵便切手、貨幣その他の有価証券の模造品(郵便切手又は収入印紙を黒色インクで印刷したものを除く。)。全部又は一部が囚人によって製作された物品

毛皮、皮革...旧ソヴィエト連邦又は中国大陸産の毛皮及び皮革

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

金...金貨、金及び金製品は、その価格が 100 米ドルを超えず、かつ、名あて国の財務省造幣局 (Bureau of the mint, United States Treasury Department) の許可を得ている場合に

限り許される。

3. 国際スピード郵便物

2. 小包郵便物参照

22. ベリーズ

Belize

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋に納められた郵便物
3. 速達.....取り扱う。
4. 保険付書状.....取り扱わない。
5. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
6. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
7. 名あて国における保管期間.....1か月

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
2. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語

4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....1,187 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....General Post Office, BELIZE CITY, BELIZE
7. 小包の配達方法..... 配達人による配達及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱わない。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....3 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包
普通の場合.....1 か月
例外の場合.....3 か月

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品

富くじ...富くじ券及び富くじの宣伝に関する文書

書留書状...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状

絵葉書...絵葉書を包有する印刷物

雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

短刀...短刀

衣類、寝具...不潔なぼろ及び衣類。中古の寝具

ブラシ...ひげそり用ブラシ

果実、野菜...果実及び野菜

武器、弾薬...武器、弾薬、携帯銃砲用の金属性の雷管及び薬きょう。不爆発性の大砲用

信管原料(施条されていない銃及び空気銃を除く。)

マッチ...マッチ

たばこ...他の商品と合装したたばこ。甘味をつけ、かつ、たばこ以外の植物の葉を混入してあるたばこ

サッカリン...サッカリン及びその類似品

セルロイド...原料セルロイド

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

貨幣、貴金属...貨幣及び貴金属の地金は、装飾用のものに限り許される。

75. ホンジュラス

Honduras

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語
2. 速達.....取り扱う。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Bureau d'echange de TEGUCIGALPA 又は de SAN PEDRO SULA
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
差出人の氏名、記号又は署名が表示されていない粘着テープは、封かんのために使用することができない。

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さ以外の方方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Departamento de Inspectoria, Empresa Correos de Honduras, TEGUCIGALPA, M. D. C., HONDURAS
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....2 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包.....3 か月
10. その他の特別な条件
商品を包有する小包には、送り状を必要とする。送り状は、直接受取人に送付されなければならない。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN23(商品の場合は、さらにインボイス 1 通)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1 枚
5. 配達日.....月曜 ~ 土曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行う。
7. 国際スピード郵便の名称.....EMS Honduras

禁制品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

書留書状...硬貨、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

貨幣等...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工しない白金、金若しくは銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
銃砲等...銃砲、弾薬、戦争用資材
リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて国の衛生長官(Directeur de la salubrite publique)の許可を得ている場合に限り許される。

古着...古着は、関係当局が発行した消毒済証明書が添付されている場合に限り許される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び 2. 小包郵便物参照

60. フランス

(コルシカ、アンドラ及びマイヨットを含む。)

France(Corse、Andorre 及び Mayotte を含む。)

(France(Corsica、Andorra 及び Mayotte を含む。))

60.1 フランスの海外県

60.1.3 マルチニーク

Martinique

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う。
 - (1) 保険金額の最高限.....630 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。

(あてるべき官署).....名あて局
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....15 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱う。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
60. フランスの項の送達条件(通常)の 8.「その他の特別な条件」参照

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限

(ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 2 枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....3,475 SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....名あて局
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....1 か月
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包..... -
10. その他の特別な条件
60. フランスの項の送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」参照

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ 1.5 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 3 メートル
 - (2) 重量.....30 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等.....郵便物の表面に「Business Papers」の記載及び「No Commercial Value」の記載、税関告知書 CN22
 - (2) 贈物及び商品見本(商品価値のないもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業インボイス(Commercial invoice)3 通
 - (3) その他の物品(商品価値のあるもの)・・・見積りインボイス(Proforma invoice)又は商業イ

ンボイス(Commercial invoice) 3通

(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)

4. 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....フランス語又は英語
5. 配達日.....月曜～金曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行わない。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
7. 国際スピード郵便の名称..... -

禁 制 品 各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

貨幣、金属、貴重品...硬貨、加工した若しくは加工しない白金、金又は銀、宝石、珠玉その他の貴重品を包有する書留郵便物(小形包装物を除く。)(銀行券、紙幣又は各種の持参人払有価証券を包有する書留郵便物は許される。)

雑件...その他については、フランスにおいて定めるところに同じ。

1.1.2 条件付許容物品

植物...2.1.2 参照

雑件...その他については、フランスにおいて定めるところに同じ。

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

雑件...フランスにおいて定めるところに同じ。

2.1.2 条件付許容物品

植物...コーヒーの木の苗、生の又は乾燥したコーヒーの実、コーヒーの種子、コーヒー豆、カカオの木の苗、カカオの芽及び種子、いったカカオの実、ほうじていないカカオのくず、カカオの殻、カカオの皮並びに砂糖きびのさし枝、苗及び種子は、特別な輸入手続に付される。

3. 国際スピード郵便物

食料品、美術品及び骨董品

1. 通常郵便物及び、2.小包郵便物 参照

111. メキシコ

Mexique (Mexico)

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....スペイン語、フランス語又は英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱わない。
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてるべき官署).....Gerencia de Atención al Cliente Servicio Postal Mexicano
Av.Ceylán 468, Col. Cosmopolita 02520 MEXICO,D.F. MEXICO
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱わない。
6. 名あて国における保管期間.....14 日
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない(税関検査に付される場合のみ可)。
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部
8. その他の特別な条件
 - (1) 内容品の価格が 16 米ドルを超える郵便物の通関条件については、送達条件(小包)の 11.「その他の特別な条件」(1)参照
 - (2) 紙巻たばこ及び葉巻を包有する郵便物の通関条件については、送達条件(小包)の 10.「その他の特別な条件」(3)参照

送達条件(小包)

1. 小包の種別.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

重量.....30 キログラム

(イ) 航空路小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

重量.....30 キログラム

(ウ) SAL 小包

大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計2メートル

重量.....30 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....スペイン語、英語又はフランス語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱わない。
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱う。
(あてべき官署).....Servicio Postal Mexicano, Depto. de Atencion de Reclamaciones, Nezahualcoyotl 109-Piso 9, Centro, 06082 MEXICO, D. F.
7. 小包の配達方法.....配達人による配達(ただし、3 キログラムまで)及び窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....10 日
例外の場合.....60 日
 - (2) 到着通知書を発送することができなかつた小包又は留置小包
普通の場合.....15 日
例外の場合.....12 か月
10. その他の特別な条件
 - (1) 内容品の価格が 200 メキシコ・ペソを超える小包については、受取人においてあらかじめ「通商産業省」(Secretaria de Industria y Comercio)の輸入許可書を入手しておくことが必要である。この条件に違反した場合には、小包は没収され、名あて国の指定された事業体は損害について責任を負わない。
 - (2) すべての小包については、さらに、送り状及びそのスペイン語訳を内装することが必要である(受取人による税関手続のため、なるべく同送り状1通を直接受取人に送付しておくこと。)。この条件に違反した場合には、小包は差出人に返送される。
 - (3) 紙巻たばこ及び葉巻を包有する小包には、製造業者がセロファンの封筒に入れたメキシコの収入印紙を添付しなければならない。これに反する場合には、その紙巻たばこ又は葉巻は、没収される。

送達条件(国際スピード郵便)

1. 取扱地域.....全地域
2. 大きさ及び重量の最高限
 - (1) 大きさ.....長さ1.5メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計3メートル
 - (2) 重量.....20 キログラム
3. 必要な記載、税関用紙等
 - (1) 業務用書類等を送る場合.....「Business Papers」の記載
 - (2) その他の物品を送る場合.....税関告知書 CN232 通、さらに見積りインボイス (Proforma invoice) 又は商業インボイス (Commercial invoice) 1 通、場合により原産地証明書
(編集註:「商業インボイス」とは、商品の売買など商業的な取引を内容とするもので、商品の明細や単価、合計額などを明記して代金を請求する際に使用されるインボイスのことです。「見積りインボイス」とは、サンプルなど実際の売買の金額が決定する前の見積りの段階のインボイスのことをいいます。贈物や身の回り品などについて価格等を推定して作成したインボイスも、この見積りインボイスと同様の性格を持つといえます。それぞれ特に決まった様式があるわけではありません。ゆうびんホームページ(<http://www.post.japanpost.jp/int/download/invoice.html>)では、ダウンロードできるインボイスフォーマットを提供していますので、どうぞご利用下さい。)
4. 税関告知書 CN23 の所要枚数.....2 枚
5. 配達日.....月曜～土曜(祝日の配達は行わない。)
6. 配達方法
 - (1) あて所への配達.....行う。
 - (2) 私書箱への配達.....行う。
 - (3) 窓口での交付.....行わない。
7. 国際スピード郵便の名称.....EMS/SAMI

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

1.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

1.1.1 禁止物品

銀行券、有価証券...硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工

した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品を包有する書留書状
雑件...その他の禁止物品及び条件付許容物品については、2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 公安上の理由によるもの

2.1.1.1 禁止物品

出版物...公序良俗に反する印刷物、公序良俗に反する記載を有する郵便物

2.1.1.2 条件付許容物品

放射性物質...放射性物質は、あらかじめ名あて国の原子力国家委員会 (Commission Nationale d'Energie Nucleaire, Av. Insurgentes Sur 1079, Mexico) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.2 公衆衛生上の理由によるもの

2.1.2.1 禁止物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬

おしゃぶり...おしゃぶり

食料品...菓子、果実、野菜その他の食料品で腐敗しやすいもの

雑件...わら、干し草、肉、ハム、豚肉製品、牛乳、骨、毛、絹、角、ひづめ、なめしていない皮革、伝染性物質又は非伝染性物質

2.1.2.2 条件付許容物品

かん詰...動物性物質のかん詰は、名あて国の農林畜産局 (Direction de l'agriculture et de l'elevage) の検査に付され、その結果によっては、廃棄又は返送されることがある。ただし、郵便物の重量が5キログラム以下のものについては、検査は行われない。

有毒物...殺虫剤、虫下し及び有毒物は、次の条件を満たしている場合に限り許される。

- 外箱には、「Composition veneneuse」(「有毒物」の意)の記載を行い、かつ、製造業者の商標をはり付けること。
- 二重の容器に入れること。
- 外容器としては、金属製、木製、ガラス製又はファイバー製の箱を使用すること。
- 内容器としては、金属製、ガラス製又はファイバー製の箱を使用すること。
- 包有品が液体である場合には、内容器には適当な吸収剤を詰めること。

2.1.3 動植物保護の理由によるもの

2.1.3.1 禁止物品

植物...植物については、昭和25年8月農林省告示第231号(輸出植物検疫規程)に基づき植物防疫所において縦覧に供する「植物検疫に関する諸外国の要求事項一覧表」によるものとする。

2.1.4 銃砲刀剣類の取締上の理由によるもの

2.1.4.1 禁止物品

催涙ガス発射器...催涙ガス発射用の物品

マッチ、弾薬...携帯銃砲用の装薬した金属性の雷管及び薬きょう、不爆発性の大砲用信管原料、マッチ

2.1.4.2 条件付許容物品

武器...武器は、名あて国の国防省 (Secretariat de la guerre et de la marine) の許可を得ている場合に限り許される。

2.1.6 その他の理由によるもの

2.1.6.1 禁止物品

印刷物...名あて国の著作権法に違反する印刷物

貨幣、銀行券...貨幣、名あて国以外の国の銀行券

富くじ...名あて国以外の国の富くじに関する物品

リチウム電池

2.1.6.2 条件付許容物品

チョコレート...チョコレート及びチョコレート製品は名あて国の関係当局 (Secretaria de comercio) の許可を得ている場合に限り許される。

雑件...次の物品は、名あて国の関係当局 (Secretariat du commerce) の許可を得ている場合に限り許される。

- ぶどう酒及びアルコール飲料
- プラスチック製品
- 紙、厚紙又は紙の製造過程で使用された原料のくず
- 砂糖又はコーヒーの輸出のため使用された原料のくず
- 価格が 1,000 メキシコ・ペソを超えるその他のすべての商品

粉、液体、医薬品...粉、液体、医薬品(丸薬、錠剤、顆粒、カプセル、糖衣錠等)は、分量や価格に関わらず、関税分類を目的とした構成、性質、原産国等の確認のため、粒度及び化学分析が必要とされる。そのため、税関当局へ送付される。

3. 国際スピード郵便物

1. 通常郵便物及び
2. 小包郵便物参照

66.8 モントセラト

Montserrat

送達 条件

送達条件(通常)

1. 小形包装物及び課税品包有通常郵便物
 - (1) 小形包装物の最高重量.....2キログラム
 - (2) 課税品包有書状.....取り扱う(様式 CN 22 の緑色の票符を付さなければならない。)
 - (3) 税関告知書 CN23 の所要枚数.....1枚(内容品の価格が 300 SDR 以下の場合には不要)
 - (4) 税関告知書 CN23 の添付方法.....郵便物の外部
 - (5) 税関告知書 CN23 及び税関告知書 CN22 の記載言語.....英語
2. 速達.....取り扱わない。
3. 保険付書状.....取り扱う(平面路に限る。)
 - (1) 保険金額の最高限.....55 SDR
 - (2) 課税品包有の保険付書状については 1.(2) ~ 1.(5)参照
4. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
5. 貴重品を包有した書留書状.....取り扱う。
6. 名あて国における保管期間.....
7. 特別郵袋印刷物
 - (1) すべての名あて票札に税関告知書 CN22 をはり付けること.....取り扱わない
 - (2) 税関告知書 CN23 及びその他の添付書類の添付方法.....郵袋の外部

送達条件(小包)

1. 小包の種類.....連合小包
 - (1) 大きさ及び重量の最高限
 - (ア) 平面路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル
重量.....20 キログラム
 - (イ) 航空路小包
大きさ.....長さ 1.05 メートル、長さとは長さ以外の方向に計った最大の横周との合計 2 メートル

重量.....20 キログラム

2. 税関告知書 CN23 の所要枚数..... 1枚
3. 税関告知書 CN23 及び送状の記載言語.....英語
4. 速達.....取り扱わない。
5. 保険付小包.....取り扱う。
保険金額の最高限.....1,633SDR
6. 取戻し及びあて名変更.....取り扱わない。
7. 小包の配達方法.....窓口交付
8. 普通小包に対する受取通知.....取り扱う。
9. 名あて国における保管期間
 - (1) 到着が受取人に通知された小包
普通の場合.....36 日
例外の場合.....
 - (2) 到着通知書を発送することができなかった小包又は留置小包.....36 日

禁 制 品

各国共通の条件を参照

1. 通常郵便物

2.参照

2. 小包郵便物

2.1 輸入を禁止される物品及び条件付で輸入を許される物品

2.1.1 禁止物品

リチウム電池

2.1.2 条件付許容物品

麻薬...あへん、モルヒネ、コカインその他の麻薬は、医学上又は科学上の目的で発送され、かつ、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。

植物...植物及び果実は、病気を伝ばさせるおそれのないものに限り許される。

武器、弾薬...武器及び弾薬は、名あて地の総督の許可を得ている場合に限り許される。